

2023年度 第2回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2023年8月22日（火）18時30分～20時30分

町田市庁舎2階 2-1会議室

【1】開会

【2】報告事項

- (1) (仮称) 町田木曾山崎パラアリーナの整備について
- (2) 町田市障がい者プラン21-26（後期計画）の検討状況について
- (3) 「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定に係るパブリックコメントの実施について

【3】議事

- (1) 町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）の2022年度実績について

【4】その他

【5】閉会

送付資料

- 資料1 (仮称) 町田木曾山崎パラアリーナの整備について
- 資料2-1 後期計画における各分野の「現状と課題」及び「主なとりくみ」について
- 資料2-2 後期計画における重点施策について
- 資料2-3 町田市障がい福祉事業計画（第7期計画）における「国の指針と町田市の考え方」について
- 資料3 「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定に係るパブリックコメントの実施について
- 資料4-1 町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）2023年度までの評価指標
- 資料4-2 障害福祉サービス等の実績
- 資料4-3 サービスに関わる取組みの主な実施状況

次回の協議会について

2023年度 第3回町田市障がい者施策推進協議会
日程：2023年11月頃（未定）

(仮称)町田木曽山崎パラアリーナの整備について

「町田市木曽山崎団地地区まちづくり構想」に基づく、健康増進関連拠点整備の一環として、障がいの有無に関わらず、若者から高齢者まで、幅広い世代がスポーツ推進による健康づくりを行えるよう、旧忠生第六小学校用地内に2026年度の供用開始を目指して体育館を整備します。

1 事業の背景・目的

「町田市スポーツ推進計画19-28」に掲げる施策の実現に向け、高齢者のスポーツ推進による地域の健康づくりや、障がい者スポーツの普及啓発及びパラリンピックのレガシー継承を目的として、市民誰もがスポーツを「する」「みる」ことができる施設づくりを目指します。

2 施設のコンセプト

○地域特性を踏まえた健康づくりの場

- ・高齢者向けの軽体操等の事業の実施
- ・各種目の一般開放利用 等

○障がい者スポーツを「する」場・「みる」場

- ・障がい者スポーツ体験教室等への参加
- ・パラアスリートによる練習利用・見学等

※施設規模や立地条件等を総合的に判断し、興行的な利用は想定しない。

【敷地図】



【整備概要】

整備予定地	山崎町1298-1
面積	17,353㎡の一部 (8,000㎡程度を想定)
施設整備	<p>【建築物等の用途制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容積率/建ぺい率 : 80%/40% <p>【想定する設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ フットサルコート(50m×35m) 1面程度 ・健康増進機能 トレーニング室、多目的室等 ・パラスポーツ関連機能 車いす対応の動線確保、アリーナ床材の選定、パラスポーツ(ボッチャ等)用備品の導入等 ・駐車場 車いす対応区画を含む30台程度 等

3 今後のスケジュール

	2023年度				2024年度
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
(仮称)町田木曾 山崎パラアリーナ	コンサル ティン グ業者 選定	整備方針検討 (PFI手法導入可能性調査含む) 要求水準書作成			PFI事業者 公募・選定

2025年度	2026年度
設計・整備工事	
	運営 維持 管理
	供用 開始

【担当】

文化スポーツ振興部スポーツ振興課

電話 : 042-724-4036

メールアドレス : bunspo020_04@city.machida.tokyo.jp

後期計画における「現状と課題」及び「主なとりくみ」について

1

学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

現状と課題

→現行計画 P15

【スポーツ活動】

- 市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいがある人がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりくんでいます。
- スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用が進んでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、施設の利用促進に向け障がいがある人の施設利用案内の情報発信などにとりくむ必要があります。
- また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりくんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けたとりくみを継続していきます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声あげられています。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいがある人で多く、年齢別では学齢期の人が多くなる傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

【文化芸術活動】

- 2018 年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみを行うことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化芸術を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声あげられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいがある人で多く、年齢別では 18 歳以上の人で多い傾向がみられます。

【社会教育（生涯学習）】

- 障がいがある方の生涯学習推進の方向性として、国は「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、誰もが、障がいの有無にかかわらず学び続けることのできる社会を形成していくことが必要であると示しています。この方向性を踏まえ、生涯学習センターでは、誰もが障がい等の事情に左右されずに公平に学習することができるよう、生涯学習機会の充実に向けた取組を推進しています。
- 生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級事業を実施しています。この事業によって、青年たちの自主性が培われ、共生社会への理解促進にも繋がっています。しかし、ボランティアスタッフの減少や学級生の在籍期間の長期化・高齢化により事業の継続が難しくなっています。そこで、新たに学びたい方も公平に学べるような仕組みを検討します。
- 生涯学習センターでは、2020年度から2023年度に障がいがある人のための学習講座を実施し、障がいがある人もない人も共に学ぶことで共生社会への理解を深めています。講座の修了生が団体を立ち上げ、継続した活動に発展しています。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいがある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困り事の見解が多くあげられています。

- 市立図書館では、視覚障がい等のために印刷文字による読書が困難な人や肢体不自由や寝たきりで来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。
- 実態調査によると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がい最も高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019年度には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がいがある人等の読書環境整備の推進が求められています。

主なとりくみ

【スポーツ活動】

- 引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。
- 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。（⇒重点施策1 P●）

【文化芸術活動】

- 障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

【社会教育（生涯学習）】

- 障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。（⇒重点施策2 P●）

2

暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健予防課（組織順）

現状と課題

【障害福祉サービス等】

- ・ 実態調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で6割、訪問支援で7割以上、日中活動の支援で8割弱の利用者が「満足している」「どちらかという満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足が挙げられています。
- ・ 実態調査では、障害福祉サービス未利用者のうち 44.6%の方が支援が必要と感じる困り事があると答えたにもかかわらず、サービスを利用したいと答えた人はそのうちの 33.8%にとどまり、49.1%の人が「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えています。必要とする人が支援を受けられるように周知していく必要があります。

【障がいがある人の地域での暮らし】

- ・ 実態調査によると、障がいがある人（サービス利用者）の 81.2%が家族と暮らしています。また、自宅での支援は家族からが 86.2%、訪問支援サービスが 28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。また、実態調査（施設入所者）では、「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が 54.1%あり、これまでの支援では、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない一面があったことが浮き彫りになっています。
- ・ 市内では、202●年には約●●名程度の知的障がいがある人が 50 歳台に達し、また、その親の世代が●歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。

グラフ修正

町田市の知的障がい者数予測（年齢 5 歳刻み）

- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。
- 前計画中に軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。
- 障がいがある人の移動のための、タクシー券の支給についての要望が寄せられています。

【地域生活への移行】

- 施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。
- 長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 前計画期間において、精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。
- 精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。

主なとりくみ

【障害福祉サービス等】

- 障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス基盤を整備していきます。
- 訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。
- 日常生活用具給付等事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。

- 移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。
- 支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センター を中核とした相談支援体制を整備します。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。
- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。(⇒重点施策 20 P●)
- 高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。
- タクシー券支給についての要望が多く寄せられていること、車いすでも利用しやすいタクシーの整備が市内で進んできていること、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況などもふまえ、障がいのある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。また、合理的配慮の実現という視点から、事業者とも調整をはかっていきます。

【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

- 地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。
- 障がいがある人が、十分な情報を受けたいうえで、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。
- 地域生活支援拠点等※の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。(⇒重点施策 3 P●)

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊

急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

- 特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。
- グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみを行うとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。
(⇒重点施策5 P●)
- 高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備を進めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。
- 保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。(⇒重点施策4 P●)

3

日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達推進法※に関わるすべての部署（組織順）

※障害者優先調達推進法…障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいがある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

現状と課題

→現行計画 P28

【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

- ・ 特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。
- ・ 実態調査では、日中活動系サービスに関して事業所数の少なさや支援にあたる職員の人手不足といった不満の意見があげられています。このような状況が、サービスの利用ニーズがあっても希望どおりに利用できていない人がいる問題の背景要因となっていることがうかがえます。
- ・ 就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。
- ・ 障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

【企業や公的機関などでの就労】

- ・ 前計画期間における一般就労※2への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。

- 市役所の障がい者雇用率は、2022年度時点で2.23%と法定雇用率（2022年度2.6%、2024年度2.8%、2026年度3.0%）に至っていません。雇用の拡大が引き続き課題となっており、会計年度任用職員としての職域拡大など採用拡大に向けた取り組みを進めていきます。
- 市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受け入れもおこなっています。
- 実態調査では、差別や偏見を受けたことがあると答えた人のうち、企業などで働く人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

※1 就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援A型、雇用契約のない就労継続支援B型があります。また、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援や、一般就労後の定着を支援する就労定着支援のサービスもあります。さらに、2024年4月の障害者総合支援法改正において、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援のサービスが創設されました。

※2 一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3 チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- 実態調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています（複数回答）。障害福祉サービス等を利用していない19～65歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が23.5%で、特に精神障がいが多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約60%が、支援が必要な困り事を感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人にサービスの利用意向を聞いたところ、「利用したいと思うことがある」が20.9%、「サービスのことを知らない、わからない」が35.6%という回答結果になって

います。潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につなげていない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。

- 実態調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいでは約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐にわたるため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。

主なとりくみ

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

- 市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策 6 P●）
- 重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策 6 P●）
- 日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。
- 短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策 11 P●）
- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策 20 P●）
- 高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。
- 障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

【企業や公的機関などでの就労】

- 障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。
- 2021 年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。(⇒重点施策7 P●)
- 市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためにはたらきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。
- 市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発をおこなうとともに、障がい者差別に関する法律や町田市条例についても広く周知するためのとりくみをすすめます。
- 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。
- 障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはかります。
- 地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、ハローワーク、商工会議所、企業、教育機関、障がい者支援センター、就労系の障害福祉サービスの事業所、障がい者就労・生活支援センター等と連携して就労支援を進めます。
- 就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所にはたらきかけをおこないます。

※町田市職員障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無に関わらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- 障がいがある人の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実をはかります。
- 日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに答えられるよう検討していきます。
- 支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

4

相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

現状と課題

→現行計画 P38

【相談支援体制】

- 市内5地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。
- 実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。
- 実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。
- 障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言を行うとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。
- 計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。
- 実態調査によると、65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。
- 80代の高齢化した親が、障がいがある50代の中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。80・50問題とも言われています。

主なとりくみ

【相談支援体制】

- ・ 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 9 P●)
- ・ 障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。
- ・ 計画相談を行う民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
- ・ 障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談が行なえるよう事業所を支援します。
- ・ 困り事があっても相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討します。
- ・ 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。(⇒重点施策 10 P●)
- ・ 障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。
- ・ 障がい者支援センターは、地域生活支援拠点等の機能を担い、困り事のかかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。
- ・ 地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

5

家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健予防課、子ども家庭支援センター（組織順）

現状と課題

→現行計画 P43

【結婚・出産・子育て】

- 実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで60%台、肢体・内部・音声障がいで50%台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65歳以上で80.9%、19～64歳のときで51.6%と多くなっています。
- 実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実が挙げられました。

【障がいがある人の家族支援】

- 調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。
- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。
- 障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

- ・ 障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。
- ・ 障がい理解の促進、(障がいがある人) 本人の就労支援、相談支援の充実を行うことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

【障がいがある人の家族支援】

- ・ 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。(⇒ 重点施策 11 P●)
- ・ 緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。

6

保健・医療のこと

担当部署：障がい福祉課、保健総務課、保健予防課（組織順）

現状と課題

→現行計画 P47

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。
- ・実態調査では、全体として8割以上の人がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で5割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。
- ・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6%、30分以上1時間未満の人は41.2%、1時間以上の人は36.2%となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- ・実態調査では「重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとする、診療を断られてしまうことがある」という意見があげられています。また、重い障がいがある人は差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて高い結果がでています。
- ・医療機関に対し合理的配慮の提供 について周知・啓発することが求められています。

- ・ 精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・ かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・ 市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- ・ 障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。（⇒重点施策 12 P●）

7

情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署
(組織順)

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える
利用しやすさのことをいいます。

現状と課題

→現行計画 P50

【意思疎通支援】

- 市では、聴覚に障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もおこなわれています。
- 意思の疎通のため聴覚障がい者等から派遣依頼があった場合に、手話通訳者や要約筆記者の人数が足りていないことから、派遣できなかった事例があります。東京都手話言語条例が制定され、市の責務として、「手話に対する理解促進・普及啓発」や「手話通訳者派遣のための人材確保・育成等」等が求められています。
- 実態調査では、手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人の増加を求める意見があげられています。
- 実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいで割合が高くなっています。

【情報の取得】

- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(2022年5月施行)に基づき、障がいがある人の情報の取得・利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいがある人が必要な情報に円滑にアクセスすることが求められています。
- 市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。
- 市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりにくんでいます。

- 実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6%が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困り事がある」と回答しています。「困り事がある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8%と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

主なとりくみ

【意思疎通支援】

- 聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成を行います。（⇒重点施策 13 P●）
- 離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができる電話リレーサービスや遠隔手話通訳など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。
- 引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の育成にとりくみます。

【情報の取得】

- 発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。（⇒重点施策 14 P●）
- 障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。（⇒重点施策 15 P●）

8

生活環境と安全・安心のこと

担当部署：防災課、市民生活安全課、市民協働推進課（男女平等推進センター、消費生活センター）、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

現状と課題

→現行計画 P55

【生活環境】

- 市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などをおこなう際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内 10 地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。
- 市の補助事業として、団体が運営するホームページ「町田市バリアフリーマップ」では、男女共用車椅子使用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレ等が整備された施設や店舗など、市内のバリアフリー施設情報を知ることができます。
- 点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。
- 地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困り事について、意見が寄せられています。

【防犯】

- 危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

【防災対策】

- 市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。
- 災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある [54](#) 施設と協定を結んでいます。
- 市では、災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」（※P●コラム参照）を配布しています。
- 実態調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいがある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

主なとりくみ

【生活環境】

- 全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、分かりやすい情報提供につとめます。
- 障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

- 障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供をおこないます。また、相談を受ける関係機関に対しても障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

- 災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。
- 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。(⇒重点施策 16 P●)
- 避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、対策をはかります。また、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようにとりくみます。
- 障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

9

差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、
市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

→現行計画 P60

【障がい者差別の解消】

- 2016年の障害者差別解消法施行の後、2018年に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、2021年には障害者差別解消法が改正されたことで、事業者の合理的配慮の提供が義務化されました。町田市でも、2023年度に「(仮称)町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」が制定され、障がいを理由とする差別をなくすための取組みの推進や相談体制の整備が進められています。
- 全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2%だった一方で、実態調査（障がいがある人を対象にした調査）では、半数近い44.7%の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、町田市条例の趣旨について理解を深め、障がい者差別の解消や共生社会の実現に向けたとりくみの効果的な推進が求められています。
- 法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口に寄せられています。
- 実態調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6%となっています。また、障がい者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9%にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知するとりくみが必要です。

※2018年度町田市市民意識調査報告書（2019年3月発行）

【権利を守ること】

- 選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことが無いよう、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知を行ったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。
- 障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の苦情相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。
- 学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかれることが求められています。
- 町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。
- 市内では、202●年には約●●名程度の知的障がいがある人が 50 歳台に達し、また、その親の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる見込みです。また、実態調査では、生活の困り事として、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

- 町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間30件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

- 障がい者差別の問題を広く市民・事業者等に対して知らせ、障がい理解の促進をはかります。
- 障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。(→重点施策● P●)
- 障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

【権利を守ること】

- 障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。また、選挙の際に円滑に投票することができるよう、投票の手順や支援方法について、希望に応じて障がい福祉施設で出前講座を行います。
- 福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続きていねいに対応していきます。
- 成年後見制度を必要としている人が制度を利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。
- 法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

【虐待の防止】

- 市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

【職員の合理的配慮】

- ・ 障害者差別解消法や東京都の条例では、市や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮をおこなうことが義務づけられています。また、2023年度に制定予定の町田市条例では、市や事業者に加えて、市民に対しても不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮についても努力義務としています。
- ・ 市では障がいがある人に対して職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的配慮を実施する必要があります。
- ・ 市では、合理的配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、UDトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報紙発行などにとりこんでいます。
- ・ 実態調査では、制度や手続きの書類の分かりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※UDトーク…コミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

主なとりくみ

【職員の合理的配慮】

- ・ 職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。
- ・ 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策 18 P●）

11

理解・協働※のこと

担当部署：市民協働推進課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※協働とは、地域の多様な主体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

現状と課題

→現行計画 P67

【障がい理解の普及啓発】

- ・ 町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりくんできました。
- ・ 障害者差別解消法及び町田市条例の制定を受け、これまで以上に市民・事業者を対象に法や市条例の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりくんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプマーク」（※P●コラム参照）や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンドナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりくんでいます。
- ・ このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。
- ・ 障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。
- ・ 実態調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場における取組みが求められています。

【協働による社会参加】

- ・ 聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所で作った商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けています。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かした協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりこんでいます。
- ・ 引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】

- ・ 町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。
- ・ 福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】

- ・ 市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。
- ・ 学校教育や社会教育（生涯学習）の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

【協働による社会参加】

- ・ 障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

【協働による人材対策】

- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。(⇒重点施策 20 P●)
- 高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

分野1

学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

(旧) 現計画

重点施策 1 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。			
事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催		
所管課	オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課		
事業概要	市内の小中学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
896人（パラバドミントン体験会参加予定人数）	1,000人	1,000人	1,000人

重点施策 2 障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。			
事業名	障がいがある人の学習成果を発表する場の充実		
所管課	生涯学習センター		
事業概要	障がいがある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障がいに応じた学習プログラムの開発	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の実施

(新) 後期計画

重点施策 1 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。			
事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催		
所管課	スポーツ振興課		
事業概要	市内の小中学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。パラバドミントン体験教室では、日本パラバドミントン連盟から選手を招き、競技用車いすの操作体験や、選手に対する質疑応答をとおして、障がいへの理解促進を図ります。また、選手のプレー見学や交流をとおして、競技の魅力を知ってもらい、障がい者スポーツの普及啓発を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1,246人	1,000人	1,000人	1,000人

重点施策 2 障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。			
事業名	障がいがある人の生涯学習機会の充実		
所管課	生涯学習センター		
事業概要	障がいがある人が、学びたいときに公平に学ぶことができるよう、生涯学習環境を整備します。また、障がい者青年学級事業を継続し、より多くの方に届くようにするため、新たな仕組みを検討し、事業を再構築します。なお、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」及び「（仮称）町田市教育プラン24-28（案）」に基づき、本施策に取り組みます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①生涯学習コーディネーター制度の構築 ②事業のデジタル化の検討 ③障がい者青年学級事業の再構築に向けた検討	①生涯学習コーディネーター制度の構築 ②事業のデジタル化の検討 ③障がい者青年学級事業の再構築に向けた検討	①生涯学習コーディネーター制度の構築 ②事業のデジタル化の検討 ③障がい者青年学級事業の再構築に向けた検討	①生涯学習コーディネーター制度の構築 ②事業のデジタル化の検討 ③障がい者青年学級事業の再構築に向けた検討

(旧) 現計画

重点施策 3 地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①未設置 ②-	①地域生活支援拠点等の設置 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

重点施策 4 保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討	保健・医療・福祉関係者による会議体の設置	協議の実施年2回	協議の実施年2回

(新) 後期計画

重点施策 3 地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

重点施策 4 保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携		
所管課	障がい福祉課・保健所 保健予防課		
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を開催します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の実施年2回	協議の実施年2回	協議の実施年2回	協議の実施年2回

(旧) 現計画

**重点
施策 5** グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。
特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名	重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討 (会議の実施)		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例等の収集をおこないながら検討を進めます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体の設置に関する検討	グループホームのあり方の検討	検討に基づいた施策の実施

(新) 後期計画

**重点
施策 5** グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。
グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみを行うとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名	グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の検討		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	グループホームの支援の質の向上を図るため、市内のグループホームを訪問し、運営状況の確認をおこないます。また、引き続き、重度・重複障がい者向けのグループホームの計画的な整備について施策の検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	①訪問件数：5施設 ②施策の検討	①訪問件数：5施設 ②施策の検討・策定	①訪問件数：5施設 ②施策に基づいた実施

(旧) 現計画

重点
施策 6

市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名	既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	既存の事業所の活用により、重い障がいがある人の日中活動の場の確保を進めていきます。具体的には、①重い障がいがある人を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有や新たな事業所の参入を促進するツールとしての活用をおこないます。また、②特に重い障がいがある人を対象とした事業所への支援施策のあり方を検討します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	①好事例の収集 ②事業所の運営課題の把握	①好事例集の活用に向けた検討 ②事業所の運営課題の分析	①好事例集の活用 ②事業所支援のあり方の検討

重点
施策 7

障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

事業名	障がいがある人の就労に関する実態調査		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	実態調査では、障害福祉サービス未利用者の就労支援のニーズが高いこと、一般企業で働く障がいがある人が仕事や収入の面で差別や偏見を感じていることがわかりました。そこで、障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	調査内容検討	調査実施・分析	調査結果の活用

(新) 後期計画

重点
施策 6

市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所を計画的に整備していくための整備方針を策定します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	調査・検討	整備方針の策定	方針に基づいた施策の実施

重点
施策 7

市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためのはらたきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。

事業名	障がい者雇用の促進に関するとり組み		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい者雇用率未達成の市内企業を中心に企業訪問し、障がいがある人の就労に関する実態調査の調査結果やパンフレット等を活用して、障がい者雇用に向けた理解啓発を行います。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	①企業訪問：5か所	①企業訪問：5か所	①企業訪問：5か所

(旧) 現計画

重点
施策 8

障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。

事業名	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援をおこなっています。各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討などをおこない、支援力の向上を目指します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体制の検討	会議1回	会議2回

(新) 後期計画

重点
施策 8

2021年度から開始する「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。

事業名	(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大		
所管課	職員課		
事業概要	市役所の障がい者雇用は、障がい者を対象とした正規職員のほか、主に郵送業務を担当するチャレンジ雇用職員、各部署の事務補助を担う会計年度任用職員の採用を実施しています。今後も多様な働き方を検討するとともに、各課から請け負った軽作業等を集約した(仮称)ワークサポートルームの新設など、新たな配置先の拡大を図り、採用者数の増加を目指します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①障がい者雇用の職員数 59名 ②(仮称)ワークサポートルーム未設置	①障がい者雇用の職員数 増員 ②(仮称)ワークサポートルーム設置準備	①障がい者雇用の職員数 増員 ②(仮称)ワークサポートルーム設置・運用開始	①障がい者雇用の職員数 増員 ②(仮称)ワークサポートルーム運営体制の評価と見直し

(旧) 現計画

重点施策 9 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催年3回

重点施策 10 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援		
所管課	ひかり療育園・障がい福祉課		
事業概要	80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といったとりくみについて、段階的・継続的におこなっていくこととなります。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援	①調査方法検討 ②-	①調査の実施 ②相談支援の実施	①調査の実施 ②相談支援の実施

(新) 後期計画

重点施策 9 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催年3回

重点施策 10 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい福祉サービスを活用していない利用者の生活実態を把握し、更に課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、地域福祉コーディネーター、その他関係機関が連携して、相談支援活動などを行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家庭が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援やモニタリングの実施、といった取り組みを、段階的・継続的におこなってまいります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①調査の実施 ②訪問・相談支援・モニタリングの実施	②訪問・相談支援・モニタリングの実施	②訪問・相談支援・モニタリングの実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援・モニタリングの実施

(旧) 現計画

重点
施策 11

障がいがある人を支えている家族に対する相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりこんでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設開設相談時における開設促進	実施	実施	実施・検証

(新) 後期計画

重点
施策 11

障がいがある人を支えている家族に対する相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりこんでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。より利用しやすいサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施・検証	実施	実施	実施・検証

(旧) 現計画

**重点
施策 12**

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法の周知		
所管課	保健総務課		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めています。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

(新) 後期計画

**重点
施策 12**

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知		
所管課	保健総務課		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的配慮への理解を求めています。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施	実施	実施	実施

(旧) 現計画

重点
施策 13

市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。

事業名	手話通訳の普及促進		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	2018年に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」により、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されています。 聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市から各事業者に対し、手話通訳者の設置を要請しています。これまで要請の対象を警察や裁判所、学校、病院など人権や生命にかかわる機関に限定していましたが、金融機関、商業施設などにも範囲を広げ手話通訳者の設置を要請していきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一部の機関に実施	範囲を広げて実施	継続実施	継続実施

(新) 後期計画

重点
施策 13

聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」）が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成を行います。

事業名	聴覚障がい者等への理解及び手話の普及促進		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	聴覚障がい者等の日常生活上における意思疎通の手段である手話の講習会を実施します。 実施を通じて、聴覚障がい者等への理解を深めること、地域へのボランティア活動に繋げること及び町田市の登録手話通訳者として活躍することができる人材を育成します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①ボランティア養成コースの修了率 ●% ②手話通訳者登録試験の合格者数 ●人	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上

※目標値については、3か年（2020～2022年）の平均値以上としています。

(旧) 現計画

重点
施策 14

発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業		
所管課	福祉総務課		
事業概要	だれが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、本取組を通じて、市民等に「情報発信のバリアフリー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討をすすめます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
職員への周知	職員への周知を促進	職員への周知を進・市民等への本取組の情報提供方法を検討	職員への周知を進・市民等への本取組の情報提供を実施

重点
施策 15

障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

事業名	サービス・支援機関等の情報提供事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
限定的な実施	対象者拡大の検討・実施	継続実施	継続実施

(新) 後期計画

重点
施策 14

発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名	市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進			
所管課	福祉総務課			
事業概要	だれが必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるよう、①市から発信する印刷物等について、情報のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進するよう職員へ周知を図ります。また、②市民等に市の情報発信のバリアフリーとユニバーサルデザインの取組を広く知ってもらえるよう検討を進めます。			
現状値	目標値			
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改定(骨子案の作成)	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックの改定	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した市民等への周知啓発	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した市民等への周知啓発	

重点
施策 15

継続実施のため重点施策から削除

事業名				
所管課				
事業概要				
現状値	目標値			
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	

(旧) 現計画

重点施策 16 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

事業名	避難体制の充実		
所管課	防災課		
事業概要	2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらし、町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっています。避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
避難体制充実のためのモデルマニュアル策定、周知	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正

(新) 後期計画

重点施策 16 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

事業名	避難施設の充実		
所管課	防災課		
事業概要	障がいがある人については、災害時における避難や一般の避難施設で過ごすことに困難が伴うことがあるとの課題が指摘されています。また、個別避難計画の策定においても避難先の充実が求められています。そのため、障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の充実に取り組みます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
避難施設の要件検討	候補となる避難施設の検討	候補となる避難施設との調整	避難施設の確保

(旧) 現計画

**重点
施策 17** 障がい者差別を解消するための条例を制定します。

事業名	障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	条例制定に向けた 情報収集	条例の検討体制等 についての検討	条例検討・制定 ※2024年度施行

(新) 後期計画

**重点
施策 17** 障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。

事業名	障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。本協議会では、障がい理解を深める取り組みの協議を計画的に実施し、町田市障がい者施策推進協議会で実施内容の報告をおこないます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の場の検討	会議体の設置 協議の実施 年1回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

(旧) 現計画

**重点
施策 18** 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口到手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市役所の他部署の窓口 に160件手話通訳 者を派遣	市役所の他部署の窓 口に170件手話通訳 者を派遣	市役所の他部署の窓 口に180件手話通訳 者を派遣	市役所の他部署の窓 口に190件手話通訳 者を派遣

(新) 後期計画

**重点
施策 18** 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口到手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。また、他部署窓口到手話通訳者が派遣可能である旨の周知を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市役所の他部署の窓 口〇課に手話通訳者 を派遣	市役所の他部署の窓 口〇課以上に手話通 訳者を派遣	市役所の他部署の窓 口〇課以上に手話通 訳者を派遣	市役所の他部署の窓 口〇課以上に手話通 訳者を派遣

※目標値については、2023年度実績見込以上としています。

(旧) 現計画

重点施策 19 市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。

事業名	理解促進研修・啓発事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動をおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

重点施策 20 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。

事業名	支援人材対策事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	方策と事業内容の検討体制の準備	方策と事業内容の検討	方策の策定

(新) 後期計画

重点施策 19 継続実施のため重点施策から削除

事業名			
所管課			
事業概要			
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度

重点施策 20 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。

事業名	障がい福祉人材の確保方策		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	児童・生徒に対し、障がい福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、興味・関心を持ってもらうことにより、将来的な人材確保に向けた意識醸成を図ります。また、大学生等に対し、障がい福祉に関する仕事の実習や体験の機会をつくり、障がい福祉の仕事の大切さと魅力を伝えることで、障がい福祉分野への就職促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	実施	実施	実施

（旧）現計画

（新）後期計画

項目1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

- ・2019年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・2023年度末時点の施設入所者数を2019年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
- ・上記の「地域移行者数」と「施設入所者の削減数」に関して第5期計画で定めた評価指標が未達成となる見込みの場合、その未達成割合を加えた数値以上の評価指標を設定すること。

第5期計画※を踏まえた現状・課題

- ・第5期計画における地域移行者数は、21人以上の目標に対し、2019年度末で5人、達成率は約24%となっています。
- ・第5期計画における施設入所者の削減数は、5人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら2019年度末で1名増となっています。
- ・地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。
- ・グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。
- ・短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。
- ・地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

項目1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

- ・2022年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・2026年度末時点の施設入所者数を2022年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

第6期計画※を踏まえた現状・課題

- ・第6期計画における地域移行者数は、14人以上の目標に対し、2022年度末で6人、達成率は約43%となっています。
- ・第6期計画における施設入所者の削減数は、4人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら2022年度末で1名減となっています。
- ・地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。
- ・グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。
- ・短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。
- ・地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

町田市の考え方

○国の考えに基づき、2023年度末時点で、2019年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること、2023年度末の施設入所者数を2019年度末の1.6%以上削減することを基本とします。

○第5期計画の未達成割合を2023年度末の評価指標に加算することは困難であるため、第5期計画実績の水準を維持しつつ、重度の障がいがある人が入居可能なグループホームを増やすなど、地域資源の整備をすすめることで、引き続き地域生活への移行にとりくみます。

項目	評価指標
地域移行者数	2019年度末時点の施設入所者数235人のうち2023年度末までに6%（14人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2019年度末時点の施設入所者数235人を2023年度末までに1.6%（4人）以上減らして、231人以下にする

町田市の考え方

○国の考えに基づき、2026年度末時点で、2022年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること、2026年度末の施設入所者数を2022年度末の5%以上削減することを基本とします。

項目	評価指標
地域移行者数	<u>2022年度末時点の施設入所者数234人のうち2026年度末までに6%（14人）以上の人を地域生活に移行する</u>
施設入所者数の削減	<u>2022年度末時点の施設入所者数234人を2026年度末までに5%（11人）以上減らして、223人以下にする</u>

(旧) 現計画

項目2

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
国の指針（考え方）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 2023年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

第5期計画※を踏まえた現状・課題

- 町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。
- また、町田市内の精神科病院と実施している「精神保健福祉推進会」においては、医療機関に入院している精神障がいがある人やスタッフ等が地域の状況を認識しやすくなるよう、精神に関わる病院・クリニック・相談機関等が載った『まちだメンタルマップ』を作成しました。
- しかしながら、措置入院、医療保護入院の件数等は横ばい状態であり、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

(新) 後期計画

項目2

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
国の指針（考え方）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 2026年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
※全国で2020年度と比べて約3.3万人の減少を目指す。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

第6期計画※を踏まえた現状・課題

- 町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。
- しかしながら、現在も精神科の長期入院者数は多く、退院しても再入院する等、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

○基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。

○精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。



項目2に関連する重点施策

重点施策4 P24

町田市の考え方

○基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。

○精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。



項目2に関連する重点施策

重点施策● P●●

(旧) 現計画

(新) 後期計画

項目3

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針（考え方）

・地域生活支援拠点等について、2023年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

第5期計画※を踏まえた現状・課題

- ・第5期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う方針をかため、拠点に求められる5つの機能のうち、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「グループホーム等の体験の機会・場」の3つの機能について、整備をおこないません。
- ・残る「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能についての整備が課題となっています。

町田市の考え方

○市内では、2024年には約300名程度の知的障がいがある人が50歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点等として求められる機能のうち、未整備の「専門性」「地域の体制づくり」について整備をすすめます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

項目3

地域生活支援の充実

国の指針（考え方）

・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
・強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

第6期計画※を踏まえた現状・課題

- ・第6期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行うこととし、2022年度には指定相談支援事業所2事業所を地域生活支援拠点として指定しました。引き続き拠点機能を充実していくことが求められています。
- ・相談支援部会においては、緊急時予防・対応プランを検討し、様式案を作成しました。また、地域の体制づくりにつながる各地域のネットワーク会議の運営状況や会議内容についての確認をおこないません。

町田市の考え方

○市内では、202●年には約●●名程度の●●障がいがある人が50歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を充実させます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。
○強度行動障害を有する者に関し、市内の支援ニーズを把握します。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う
拠点機能の充実	地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討を行う

項目3に関連する重点施策

重点施策3 P24

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の充実	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を充実させ、年1回以上運用状況の検証・検討を行う。
強度行動障害の支援ニーズの把握	強度行動障害を有する者に関し、その支援ニーズを把握する。

地域生活支援拠点に関連する重点施策

重点施策● P●●

(旧) 現計画

(新) 後期計画

項目4 福祉施設から一般就労への移行等
国の指針(考え方)

項目4 福祉施設から一般就労への移行等
国の指針(考え方)

- 一般就労への移行者数を2019年度の1.27倍にする。
うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍
就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍
就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

- 一般就労への移行者数を2021年度の1.28倍以上にする
うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍
就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍
就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍
- 一般就労への移行者が5割以上の就労移行支援事業所：5割以上
- 就労定着支援事業利用者数：2021年度の1.41倍以上
- 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所：2割5分

第5期計画※を踏まえた現状・課題

- 障害者雇用促進法の改正などの影響により、一般就労者数は大きく増加しました。2019年度末では、12箇所ある就労移行支援事業所の8割が就労移行率3割以上を達成しています。また、就労移行支援事業等※を通じて一般就労した人は2019年度末で115人となり、目標の78人を大きく上回っています。
- 実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は2019年度末で90人を超えており、とりくみの継続が求められています。
- 2019年度末で7箇所ある就労定着支援事業所では、サービスを利用して1年間就労継続した人が約9割となっています。しかし職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人をとりまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

第6期計画※を踏まえた現状・課題

- 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人は2022年度末で89人となり、目標に達していません。コロナ前の2019年度以前の一般就労者数が増加傾向にあったことから、コロナ禍における企業の有効求人倍率の減少や採用活動の低迷等の影響が大きかったものと推測されます。
- 実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は2022年度末で63人を超えており、とりくみの継続が求められています。
- 2022年度末で10箇所ある就労定着支援事業所では、就労定着率※が8割以上の事業所が全体の5割にとどまっています。また、職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人をとりまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

町田市の考え方

○福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第6期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
○働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がとものとりくみを進めていきます。

項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績111人の1.27倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（145人以上）
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績96人の1.3倍以上（125人以上）

項目	評価指標
一般就労への移行者数	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の4人の1.26倍以上（6人以上）
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績11人の1.23倍以上（14人以上）
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち 就労定着支援事業を利用する者 7割以上
就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

※ 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数

町田市の考え方

○福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第7期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
○働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がとものとりくみを進めていきます。

項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績90人の1.29倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（117人以上）
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績81人の1.31倍以上（107人以上）

項目	評価指標
一般就労への移行者数	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績の0人の1.29倍以上（1人以上）
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績7人の1.23倍以上（9人以上）
就労移行支援事業移行率	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上
就労定着支援事業利用者数	就労定着支援事業所の利用者数が2021年度実績●●人の1.41倍以上（●●人以上）
就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

※ 過去6年間に於いて就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に4ヶ月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合

(旧) 現計画

(新) 後期計画

項目5

相談支援体制の充実・強化等

国の指針（考え方）

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

第5期計画※を踏まえた現状・課題

- ・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、支援のさらなる充実が求められています。

町田市考え方

○町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、現状ある様々な障害福祉サービスや資源と連携して相談支援体制の充実を図ります。

項目	評価指標
総合的・専門的な相談支援体制の充実	地域の相談窓口である「障がい者支援センター」において、相談を希望する障がいがある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう相談の充実を図ります。 地域のニーズ・情報を常に共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。

項目5に関連する重点施策

重点施策9 P40

項目5

相談支援体制の充実・強化等

国の指針（考え方）

- ・基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・個別事例の検討と、検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

第6期計画※を踏まえた現状・課題

- ・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

町田市考え方

○町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行っていきます。

項目	評価指標
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び地域づくり	障がい者支援センターが相談支援の中核として地域の相談支援の充実を図ります。 また、地域のニーズ・情報を共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。

項目5に関連する重点施策

重点施策● P●●

(旧) 現計画

(新) 後期計画

項目6

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針（考え方）

・各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

第5期計画※を踏まえた現状・課題

- ・障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- ・障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるようつとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。
- ・東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかれるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所、利用者それぞれに対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目6

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針（考え方）

・各都道府県や市町村においてサービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。

第6期計画※を踏まえた現状・課題

- ・障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- ・障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるようつとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。
- ・東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかれるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所に対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2023年度までに対象事業所※すべてにおける 実地指導の実施

※ 対象事業所…社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2026年度までに対象事業所※すべてにおける 実地指導の実施

※ 対象事業所…町田市所管の社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

パブリックコメントの実施について

【実施期間・実施概要】

- (1) 実施期間：2023年9月1日（金）から9月29日（金）まで
- (2) 配布場所：市庁舎（障がい福祉課、広聴課、市政情報課）、各市民センター・各連絡所、男女平等推進センター、各障がい者支援センター、子ども発達センター、教育センター、生涯学習センター、各市立図書館、市民文学館、
- (3) 提出方法：専用封筒での郵送のほか、FAX、Eメールでの提出、または配布場所に提出する。（障がいがある方に応じた提出方法については随時対応します。）
- (4) 周知方法
- ① 広報まちだ8月15日号で「パブリックコメント実施予告」を掲載し、9月1日号で「パブリックコメント概要」を掲載する。
 - ② 町田市ホームページに同内容を掲載する。
（視覚障がい者や知的障がい者の方に向けた資料も用意します。）

パブリックコメント実施後のスケジュール（予定）

年 月	実施内容
2023年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の概要と市の考え方を公表 ・パブリックコメントの結果について行政報告 ・町田市障がい者施策推進協議会から条例素案の答申
2024年3月	条例案を議会上程
2024年度中	周知期間を経て条例施行

(仮称) 町田市障がい者差別をなくし

誰もがともに生きる社会づくり条例 (素案)

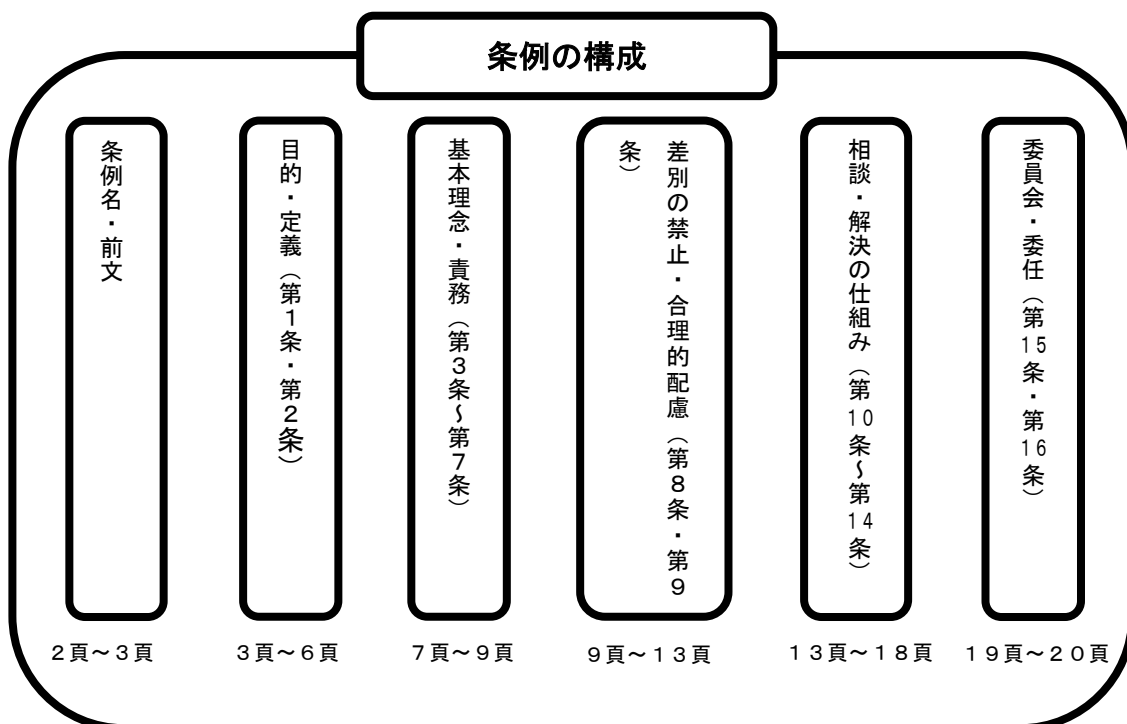
1 制定理由

障がい者差別がない地域社会づくりを実現するため、2021年度に策定した「町田市障がい者プラン21-26」では、重点施策として、本条例の制定を位置付けています。

また、2022年度に策定した「町田市地域ホッとプラン」では、「地域でささえあい、誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を基本理念とし、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができるまち、共生社会の実現を目指しています。

そして、2023年3月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、障がいを理由とする差別の相談及び紛争の防止等のための体制整備について、区市町村が基本的な役割を果たすことを求めています。

これらを踏まえ、本条例では市、事業者のほか市民一人ひとりの、障がいについての理解を促進し、障がいを理由とする差別に関する相談体制の拡充や、紛争解決のための体制整備などを定めます。



○条例の名称

町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例

【解説】

町田市が目指す共生社会の実現に向けて、障がい者への差別をなくすための条例であることを明示する条例名としました。

○前文及び条文

前文

障がいがある人もない人もみな、かけがえのない個人として尊重され、地域社会の一員として、自らの意思で日々の生活を選択し、余暇を楽しみ、自分らしく生きる権利をもっている。

こうした考えのもと、町田市では1972年に全国で初めて車いすのまま乗車できるリフト付きバス「やまゆり号」の運行を開始して以来、全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定し、市内にある鉄道の駅の全てにエレベーターを設置するなど、福祉のまちづくりの取組を行ってきた。

また、1998年に障がい者施策の基本理念を「いのちの価値に優劣はない」と定め、市民一人ひとりのいのちの尊さを等しくかがやかせることができるよう、障がい者の社会参加の機会を設ける取組を進めてきた。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の折には、パラリンピアンとの交流をきっかけに、国からこれまでの福祉のまちづくりや心のバリアフリーの取組などが評価され、2020年に「共生社会ホストタウン」の認定を受けている。

その後、2023年の閣議決定においては、障がいを理由とする差別の相談及び紛争の防止等のための体制整備について、市区町村が基本的な役割を果たすことを求められている。

障がい者への差別をなくし、誰もがともに生きる社会をつくるためには、市、事業者、そして大人や子ども、高齢者や障がい者も含めた市民一人ひとりが、今なお社会に存在する様々な障壁や、障がいに対する誤解や偏見をなくしていかなければならない。

ここに町田市は、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、条文本体の前に置かれ、その制定の背景、理念や目的を明らかにするために設けるものです。

障がい者差別をなくすためには、市民一人ひとりの理解と行動が不可欠であることから、広く市民に条例の趣旨を理解してもらうために作成しています。

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、事業者及び市民等の責務並びに障がい者等の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する取組について必要な事項を定めることにより、全ての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

第1条では、この条例をつくった目的を規定します。これは、条例を解釈し、運用する場合の基本となるものです。

【解説】

市、事業者及び市民等の責務を定めるとともに、障がい者の役割についても明記します。障がいを理由とする差別を無くすこと、共生社会の実現を一層すすめていくことを条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

【趣旨】

第2条では、この条例で使う用語について、その意味を明確にし、人によって解釈の仕方に違いが生じないように規定します。

(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【解説】

「障がい者」は、障害者手帳を持っているかどうかに関わらず、この定義に当てはまる人が対象になります。

なお、市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。

(2) 障がい者等 障がい者及びその家族、介助を行う者その他の関係者をいう。

【解説】

「障がい者等」に含まれる、障がい者及びその家族、介助を行う者その他の関係者は、障がい者本人による意思の表明が難しい場合に支援する人たちです。

(3) 社会的障壁 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【解説】

「社会的障壁」となる事物、制度、慣行、観念とは、具体的には次のような場合です。

○事物

通行や利用がしにくい施設、設備等

(例) ・道路や建物内にある段差。

・入口の幅が狭く車いすで通れない等

○制度

利用しにくい制度

(例) ・入学試験や資格試験などで、障がいを理由に受験を制限する。

・障がいがあると加入できない会員規約等。

○慣行

障がい者の存在を意識していない慣習や文化等

(例)・音声のみのアナウンス。(聴覚障がい者の存在を意識していない)

・タッチパネルのみの操作盤。(視覚障がい者の存在を意識していない)

○観念

障がい者への偏見、障がいに対する無理解・無意識による差別等

(例)・障がい者を奇異な目で見たり、かわいそうな存在と決めつける。

・大人の知的障がい者に、子どもに対するような言動で対応する等

(4) 障害の社会モデル 障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、その障がいのみ起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものであるとする考え方をいう。

【解説】

「障害の社会モデル」とは、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁（バリア）と向きあうことによって発生するという考え方です。そのため障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉えます。

障がいを個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える「医学モデル」の考え方もありますが、「障害者権利条約」、「障害者基本法」では「社会モデル」の考え方へと変化しています。



(5) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がい又は障がいに関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除、制限その他障がいがない者と異なる取扱いであって、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害するものをいう。

【解説】

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障がい者を理由としてサービスの提供を拒否する、サービスを提供する場所や時間を制限するなど、障がいがない人と異なる対応をすることを、不当な差別的取扱いといいます。

(6) 合理的な配慮 社会的障壁の除去のために、障がい者の年齢、性別、障がいの状況等に応じて行われる必要かつ適切な現状の変更又は調整であつて、社会通念上その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

【解説】

「合理的な配慮」は障害の社会モデルの考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を取り除くために必要な取組であり、実施する負担が過重でないものです。

(7) 障がいを理由とする差別 不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利又は利益を侵害することをいう。

【解説】

「障がいを理由とする差別」とは、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的な配慮をしないこと」が差別にあたると解されています。この条例でも「不当な差別的取扱い」及び「合理的な配慮をしないこと」を差別と定義します。

(8) 市民等 市内に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市を訪れる者をいう。

【解説】

「市民等」とは、市内在住、在勤、在学者に、町田市を訪れる者を含めて市民等と定義します。買い物や観光等で市外から訪れる来訪者も市民等を含めません。

(基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別を解消するための取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 全ての人は、障がいの有無にかかわらず、地域の中で自分らしく暮らす権利を有し、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、かつ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。
- (2) 障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障がい、障がい者及び障害の社会モデル（以下「障害の社会モデル等」という。）に関する理解不足から生じていることを踏まえ、市、事業者及び市民等は、障害の社会モデル等について理解を深めること。
- (3) 障がい者も障がいがない者も、それぞれの立場を理解し、建設的な対話のもと相互に協力していくこと。

【趣旨】

第3条では、障がいを理由とする差別をなくすため、この条例全体に共通する考え方や視点を規定します。

【解説】

前文にある「年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会」を実現するための考え方を示しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を計画的かつ継続的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に必要な体制の整備を図るとともに、障害の社会モデル等に関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。

3 市は、市職員が障害の社会モデル等についての理解を深めるための取組を行わなければならない。

【趣旨】

第4条では、市の責務について規定します。

【解説】

市の基本的な責務として、障がい者差別解消のための施策を実施すること、相談及び紛争解決のための体制整備を図ること、障がいの社会モデル等に対する理解啓発を行うこと、市職員が障害の社会モデル等について理解を深める取組を行うことを規定します。相談及び紛争解決のための体制整備についての具体的な規定は、第10条（相談等）以降に規定しています。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- （1）障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
- （2）障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこと。
- （3）市が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力すること。
- （4）従業者に対し、障害の社会モデル等に関する意識の啓発を図ること。

【趣旨】

第5条では、事業者の責務を規定します。

【解説】

障がいを理由とする差別を解消するため、障害の社会モデルについて事業者も自ら積極的に理解を深めることが重要であることを踏まえ、事業者の責務を規定します。

（市民等の責務）

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- （1）障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
- （2）市又は事業者が実施する、障がいを理由とする差別を解消するための取組に協力すること。

【趣旨】

第6条では、市民等の責務について規定します。

【解説】

障がいを理由とする差別を解消するため、障がい者及び障害の社会モデルに

ついて、市民等が自ら積極的に理解を深めることが重要であることを踏まえ、市民等の責務を規定します。

市民アンケート（「町田ちょこっとアンケート」2023年5月実施）では障がい者が身近にいない市民の約9割が、差別解消法について内容を知らないと回答しています。第5条では事業者、第6条では市民等の障がい理解や、施策への協力が重要であると考えます。

（障がい者等の役割）

第7条 障がい者等は、社会的障壁を適切に除去するため、障がいを理由とする困難又は必要な配慮の内容について発信し、配慮しようとする者と共有するよう努めるものとする。

【趣旨】

第7条では、障がい者及び支援者の役割について規定します。

【解説】

町田市では「全ての人、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。」を条例の目的としています。

障がいがある人もない人も、それぞれの立場を理解し、現状をより良くするためにお互いに歩み寄って前向きに協力していくことが必要です。そのため、障がい者および支援者が発信することを重要な役割としています。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第8条 何人も、障がい者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

【趣旨】

第8条では、差別の禁止について定めたものです。

【解説】

障がい者に対する不当な差別的取扱いを、全ての人に禁止することを規定します。不当な差別的取扱いの例は以下のとおりです。

- （例）
- ・障がいがあることを理由に窓口での対応を拒否する、後回しにする。
 - ・障がいがあることを理由に受験や入学を拒否する。
 - ・障がいがあることを理由に乗車を拒否する。
 - ・障がい者向けの物件はない、と言って対応しない。
 - ・本人を無視して、介助者・支援者や付き添いの人のみに話しかける。

(合理的な配慮)

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときは、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市又は事業者の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をしなければならない。

(1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供する場合

(2) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合

(3) 重要な財産の契約を行う場合

(4) 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合

(5) 就労に係る相談対応又は支援を行う場合

(6) 医療又はリハビリテーションを提供する場合

(7) 福祉サービスを提供する場合

(8) 教育を行う場合

(9) 保育を行う場合

(10) 防災に関する事業を実施する場合又は災害が発生した場合

(11) 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合

(12) 選挙を行う場合

(13) 意思の疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合

(14) 前各号に掲げるもののほか、当該事務又は事業が社会的障壁となっている場合

2 市民等は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市民等の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をするよう努めなければならない。

【趣旨】

第9条では、市及び事業者に対して、障がい者への合理的な配慮を義務付けること及び市民等に対して障がい者への合理的な配慮を努力義務とすることを規定します。

【解説】

第1項では、障がい者やその家族等から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合、市と事業者は合理的な配慮をする義務があります。

合理的な配慮の内容については、個々の事例によって個別かつ具体的な内容になることが想定され、技術の進歩や社会情勢の変化に応じて変わり得るものです。各場面で想定される合理的配慮は以下のとおりです。

(1)	<p>不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む）とは、市役所・公園・道路・図書館・学校（災害時の指定避難所を含む）等のほか、鉄道・バス・タクシーなどの車両等、駅やバス停等の交通施設、病院・店舗・劇場・集会場等の不特定多数の人の利用に供する施設をいいます。</p> <p>(例) ・車いす用の利用に対する配慮（スロープや手すりの設置、受付を車いすに合わせた高さにする）をする。 ・文字情報以外の案内方法（音声、点字）を用意する。</p>
(2)	<p>商業施設や店舗、飲食店や遊戯施設等での商品の販売やサービスの提供全般を指しています。</p> <p>(例) ・ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く（手書き文字）などコミュニケーションにおいて工夫する。 ・注文や問い合わせ等に際し、インターネット（文字）によるものだけでなく電話（音声）等でも対応できるようにする。</p>
(3)	<p>不動産・動産取引など重要な契約を行う場合に、障がい者本人の希望に沿って契約を行うことが必要です。</p> <p>(例) ・契約時の要望などを自分で説明することが難しい人のため、必要に応じて介助者から説明を受ける。 ・契約書などで自筆が難しい人のため、代筆についてのどのように対応するかマニュアルを定める。</p>
(4) (5)	<p>雇用者は障がい者の雇用や労働環境に対して配慮が必要です。また障がい者が就労し働き続けるためには相談支援の継続が必要です。</p> <p>(例) ・個々の障がいに応じて労働環境や労働条件を工夫する。 ・面接時に、就労支援機関の職員の同席を認める。</p>
(6)	<p>病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーションなどの医療、健康診査や予防接種などを指しています。</p> <p>(例) ・聴覚障がい者が受診した際に筆談で対応する。 ・人が多い待合室では落ち着かない方のため安心できるスペースを用意する。</p>

(7)	<p>福祉サービスには、障がい福祉サービス、介護保険サービス等全ての福祉サービスを含みます。</p> <p>(例) ・障がいの特性に応じた休憩時間の調整など、申出に応じてルール、慣行を柔軟に変更する。 ・施設内放送を文字化（電光掲示板等で表示）する。</p>
(8)	<p>教育には小中学校、高校等のほか、幼稚園を含みます。障がいのある子どもの年齢や特性に応じ、その特性を踏まえた教育・療育・保育が受けられるようにするための支援を行う必要があります。</p>
(9)	<p>(例) ・発達障がいにより掲示物が視界にあると集中できない生徒に対応するため、掲示スペースを教室の後ろ側へ移設する。 ・入学試験において、本来の目的を損ねない範囲で別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。</p>
(10)	<p>災害時には障がい者でない者と異なる配慮を必要とする場面があることに注意が必要です。</p> <p>(例) ・警報サイレンと連動して視覚で認識できる警報補助装置を部屋に設置する。 ・避難所で配給を行う際に、長時間並ぶことが障がいを理由に難しい場合は別途配給を行うようにする。</p>
(11)	<p>文化、スポーツ又は芸術のような余暇の活動が保障されることは、障がいの有無にかかわらず、充実した生活を送るために必要です。</p> <p>(例) ・盲ろう者が一人でスポーツジムを利用する際にスタッフが施設内の案内誘導をするようにする。 ・図書館で視覚障がい者に向けてボランティアによる対面朗読のサービスを行う。</p>
(12)	<p>選挙権は憲法で保障された権利のため、障がいの特性に関わらず誰もが選挙に参加できるような支援が必要です。</p> <p>(例) ・視覚障がい者用に選挙公報の音声CD版を作成する。 ・障がいにより自身で記入することが難しいので投票所の係員が本人に意思確認のうえで代理記入する。</p>

(13)	<p>障がい者が意思の疎通を図ること、必要な情報にアクセスできることは、障がい者の生活に必要不可欠です。障がいのない人と同じように情報のやり取りが保障されるためには、発信と受信で障がいの特性に応じた配慮をしていくことと、また技術の進歩を取り入れていくことも重要です。</p> <p>(例) ・障がい者向けのガイドブックに音声版や点字版、ホームページからもダウンロードできるようにする。 ・講演の際に講演内容の文字通訳が表示されるモニターを設置する。 ・盲ろう者が会議に出席した際に通訳・介助者が盲ろう者と意思疎通しやすい座席の確保を行い、通訳・介助者用の資料も準備する。</p>
------	---

第2項では、市民等に対して社会的障壁の除去および合理的配慮を努力義務としています。

<p>(相談等)</p> <p>第10条 障がい者等は、市又は市が委託する相談機関（以下「委託相談機関」という。）に対し、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。</p> <p>2 委託相談機関は、特定相談を受けたときは、速やかにその内容を市に報告するものとする。</p> <p>3 市は、特定相談又は前項の規定による報告を受けたときは、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 相談者に対する情報の提供 (2) 当該特定相談の関係者間の調整 (3) 相談者に対する関係行政機関の紹介</p> <p>4 特定相談の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定により市が行う調査及び調整に協力しなければならない。</p>

【趣旨】

第10条では、市が実施する障がいを理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）について規定します。障がい者差別に関わる相談を広く受け付け、第13条に規定する助言又はあっせんによる紛争解決の前に、相互理解に基づく建設的対話等での調整を図ります。

【解説】

第1項では、本条に基づく差別に関する相談（差別を受けた、差別の疑いのある事案を発見したときなど）を「特定相談」と言い、市又は市が委託する相談機関等（以下「委託相談機関等」という。）が窓口となって、特定相談を受けることを規定します。委託相談機関等は市内の障がい者支援センターを想定しています。

第2項では、特定相談を受けた委託相談機関等は、速やかに相談内容を市に報告するものと規定します。

第3項では、市が、特定相談又は報告を受けた際、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて（1）から（3）の事項を行うものとして規定します。

第4項では、対象事案に関係する者は、正当な理由がある場合を除き、市が行う前項に定める事項に協力しなければならないことを規定します。

(助言又はあっせんの申立て)

第11条 障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護する者（以下この項及び第15条第3項第2号において「家族等」という。）

は、当該障がい者に対する障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に対し、その解決に必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、家族等が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが当該障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の申立てをすることができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から起算して3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

(4) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

(5) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年東京都条例第86号）第9条の規定による東京都知事に対するあっせんの求めがなされているとき。

(6) 申立ての原因となる対象事案が市外で発生したものであるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、申立てを行うことが適当でないと市長が認めるとき。

【趣旨】

第11条では、差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）を解決するために必要な助言又はあっせんについて規定します。

なお、第10条に規定する特定相談を経ずに助言又はあっせんの申立ての手続きをすることも可能ですが、基本的には、特定相談として調整しても解決に至らなかった場合に、本条の申立ての手続きに進むことを想定しています。

【解説】

第1項では、差別に該当すると思われる事案を「対象事案」と言い、市長に対し、解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができることを規定します。申立てができる対象事案は、町田市の区域内で発生

した障がい者を理由とする差別に関する事案です。申立てができる障がい者は、市内在住・在勤・在学者に限らず、買い物や観光等で町田市を訪れる人を含みます。

障がい者の家族、後見人その他障がい者を現に保護する者は、当該障がい者に代わり、申立てをすることができることを定めています。ただし、明らかに当該障がい者の意思に反するものである場合には認められません。

なお、第11条に規定した「特定相談」と異なり、「あっせんの申立て」は、第15条第2項に規定した「公表」という不利益処分につながる手続きであるため、申立てのできる者を障がい者本人のほか、「その他障がい者を現に保護する者」としています。「その他障がい者を現に保護する者」とは、成年後見人や保佐人等、障がい者の日常生活において、外出や各種手続き、相談等の支援を日頃から行っている支援者を指します。

第2項では（1）から（7）のいずれかに該当する場合においては、申立てをすることはできない事項を明示しています。

（事実の調査）

第12条 市長は、前条第1項の申立てがあったときは、対象事案に係る事実について必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

【趣旨】

第12条では、対象事案の調査について規定します。調査に当たっては十分な聞き取りを行うとともに、第2項で対象事案の関係者に対しても調査に協力することを求めています。

【解説】

第10条に基づき、市は、特定相談を受けた際も事実の確認又は調査を行うことを規定します。助言又はあっせんにあたり、更に調査が必要な場合や、特定相談を経ずに申立てがある場合を想定し、第11条の申立てがあった際にも事実の調査ができるよう規定します。

(助言又はあっせん)

第13条 市長は、第11条第1項の申立てがあったときは、第15条第1項に規定する町田市障がい者差別解消調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否及び内容について諮問するものとする。

2 町田市障がい者差別解消調整委員会は、前項の助言又はあっせんの適否及び内容を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る対象事案の関係者(次項において「申立関係者」という。)に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による諮問に係る答申を受け、助言又はあっせんを行うことが適切であると判断したときは、申立関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

【趣旨】

第13条では、対象事案を適切に解決するために必要な助言又はあっせんを行うことについて規定します。

【解説】

第1項では、市長は、助言又はあっせんの申立てがあったとき、助言又はあっせんが必要かどうか、また、助言又はあっせんの内容について、町田市障がい者差別解消調整委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めることを規定しています。

第2項では、委員会は前項で規定されている内容を協議するにあたって、対象事案について詳しい情報が必要であると認められるときは、関係者に対して、委員会へ出席し、説明をしてもらったり、意見を聴いたり、資料の提出を求めることができます。

第3項では、市長は、委員会の意見を尊重した上で、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うことを規定します。

(勧告及び公表)

- 第14条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者（事業者に限る。次項において同じ。）が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

第14条では、勧告及び公表の仕組みを規定します。

【解説】

市長は、対象事案に係る事業者又は市民等が正当な理由なく助言又はあっせんに従わないとき、勧告することができます。

勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告にも従わない場合、市長は、その旨を公表することができます。公表する内容は、勧告を受けた事業者の法人名や住所、勧告の内容です。

第1項及び第2項の「正当な理由」は、災害や急病、長期入院など、生命や身体に危険が及んでいるやむを得ない事情がある場合を指します。

市長は公表を行う場合、あらかじめ勧告を受けた事業者に対し意見を述べる機会を与えなければなりません。

(委員会の設置)

第15条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、市長の附属機関として、町田市障がい者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第13条第1項に規定する助言又はあっせんに関する市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 2人以内

(2) 障がい者及び家族等 2人以内

(3) 事業者の代表 2人以内

(4) 福祉関係団体の代表 1人

4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

9 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

10 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

12 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

【趣旨】

第15条では、委員会の組織及び運営について必要な事項を規定します。

【解説】

第1項では、委員会は、第13条第1項に基づき、助言又はあっせんに関して市長から意見を求められる役割をもっていることから、地方自治法第138条の4第3項に基づく、市長の附属機関として位置付けます。

第2項、第3項では、委員会と委員について規定します。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

第16条では、条例施行に当たり、各条文に基づいた手続きの様式（書式）は施行規則等を別途定めて運用することを規定します。

【解説】

様式（書式）については市のホームページに掲載する予定です。

町田市障がい福祉事業計画（第6期計画） 2023年度までの評価指標
【2022年度実績】

項目1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 【計画掲載ページ P72～73】

項目	評価指標	指標	2021年度時点	2022年度時点
地域移行者数	2019年度末時点の施設入所者数235人のうち2023年度末までに6%（14人）以上の人を地域生活に移行する	14人以上	6人	6人
施設入所者数の削減	2019年度末時点の施設入所者数235人を2023年度末までに1.6%（4人）以上減らして、231人以下にする	231人以下	238人	234人

項目2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 【計画掲載ページ P74】

指標設定なし

項目3 地域生活支援拠点等※が有する機能の充実 【計画掲載ページ P75～76】

※地域生活支援拠点等：障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見すえた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

項目	評価指標	2021年度時点	2022年度時点
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う	町田市地域生活支援拠点事業実施要領を策定した。事業所の指定には至っていない。	指定特定相談支援事業所2事業所を地域生活支援拠点として指定した。
拠点機能の充実	地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討を行う	相談支援部会において、緊急時予防・対応プランを検討した。地域の体制づくりについて、各地域の会合について情報収集を行った。	相談支援部会において、緊急時予防・対応プランを検討し、様式案を作成した。地域の体制づくりについて、各地域の会合について情報収集を行った。

詳細は
障がい者プラン
重点施策3

項目4 福祉施設から一般就労への移行等 【計画掲載ページ P77～78】

項目	評価指標	指標	2021年度時点	2022年度時点
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.27倍以上 かつ就労系サービスの指標の合計値以上 【2019年度実績】 111人 【2023年度指標】 145人以上 ※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	145人以上	90人	89人
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.3倍以上 【2019年度実績】 96人 【2023年度指標】 125人以上	125人以上	81人	75人
一般就労への移行者数	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.26倍以上 【2019年度実績】 4人 【2023年度指標】 6人以上	6人以上	0人	1人
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.23倍以上 【2019年度実績】 11人 【2023年度指標】 14人以上	14人以上	7人	1人
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者※ 7割以上 ※：2021年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行し、就労定着支援を利用した者の数をいいます。就労6ヶ月後から就労定着支援を利用できるため、中間数値となります。	7割以上	確報値 6.2割	6月速報値（中間） 5割
就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 ※就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいいます。今回の実績は、2019年度から2021年度までの総利用者数のうち、2021年度末（前年度末）時点の就労定着者の割合です。	就労定着率8割以上の事業所数 全体の7割以上	就労定着率8割以上の事業所数 全体の2.8割	就労定着率8割以上の事業所数 全体の5割

項目5 相談支援体制の充実・強化等 【計画掲載ページ P79】

項目	評価指標	2021年度時点	2022年度時点
総合的・専門的な相談支援体制の充実	地域の窓口である「障がい者支援センター」において、相談を希望する障がいがある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう相談の充実を図ります。地域のニーズ・情報を常に共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。	障がい者支援センター連絡会を年12回開催。相談支援事業所連絡会を3回開催し、研修を通して力量形成を図った。	障がい者支援センター連絡会を年12回開催。相談支援事業所連絡会を3回開催し、研修を通して力量形成を図った。

詳細は障がい者プラン重点施策9

項目6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【計画掲載ページ P80】

項目	評価指標	2021年度時点	2022年度時点
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 年1回以上	1回	1回
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する 2023年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施 ※対象事業所：社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。	実地指導件数 全117事業所中 15事業所実施（1割） 市内の日中活動系サービス事業所向け集団指導を実施した。	実地指導件数 全117事業所中 18事業所実施（2割） 市内の障がい児通所支援事業所向け集団指導を実施した。

障害福祉サービス等の実績

障害福祉サービス

サービス名称	掲載ページ	指標(単位)	年度	第5期			第6期		
				2018	2019	2020	2021	2022	2023
訪問系サービス(1か月あたり)									
①居宅介護	26 102	利用者数(人)	見込量	448	473	499	547	576	607
			実績値	478	493	486	516	530	
		利用時間(時間)	見込量	8,089	8,461	8,850	9,771	10,289	10,843
			実績値	8,590	8,691	8,901	9,114	9,407	
②重度訪問介護	26 102	利用者数(人)	見込量	128	132	136	140	144	149
			実績値	127	132	127	125	122	
		利用時間(時間)	見込量	33,964	34,881	35,823	38,147	39,237	40,599
			実績値	35,104	35,066	30,959	31,166	31,488	
③同行援護	26 102	利用者数(人)	見込量	124	131	139	137	143	149
			実績値	123	126	105	104	100	
		利用時間(時間)	見込量	3,088	3,242	3,404	3,344	3,491	3,637
			実績値	3,059	2,961	2,160	2,399	2,649	
④行動援護	26 102	利用者数(人)	見込量	8	9	10	19	22	25
			実績値	11	13	15	22	30	
		利用時間(時間)	見込量	191	209	229	482	558	634
			実績値	256	336	299	517	716	
⑤重度障害者等包括支援	26 102	利用者数(人)	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0	0
日中活動系サービス(1か月あたり)									
①生活介護	36 102	利用者数(人)	見込量	1,076	1,103	1,131	1,153	1,193	1,235
			実績値	1,059	1,076	1,104	1,126	1,135	
		利用日数(日)	見込量	21,520	22,060	22,620	23,060	23,860	24,700
			実績値	20,318	20,519	20,857	21,298	21,333	
②自立訓練 (機能訓練)	36 102	利用者数(人)	見込量	6	6	6	6	6	6
			実績値	2	3	2	2	1	
		利用日数(日)	見込量	100	100	100	100	100	100
			実績値	15	36	35	20	8	
③自立訓練 (生活訓練)	36 102	利用者数(人)	見込量	33	33	33	41	45	50
			実績値	32	39	43	51	66	
		利用日数(日)	見込量	380	380	380	665	730	812
			実績値	538	633	641	804	926	
④宿泊型自立訓練	36 102	利用者数(人)	見込量	21	21	21	21	21	21
			実績値	11	9	7	8	9	
		利用日数(日)	見込量	618	618	618	618	618	618
			実績値	308	251	187	224	260	
⑤就労移行支援	36 102	利用者数(人)	見込量	124	130	137	162	174	187
			実績値	126	141	139	126	130	
		利用日数(日)	見込量	2,250	2,358	2,466	2,579	2,734	2,899
			実績値	2,094	2,295	2,433	2,146	2,169	
⑥就労継続支援 (A型)	36 102	利用者数(人)	見込量	131	149	170	120	120	120
			実績値	118	115	119	123	131	
		利用日数(日)	見込量	2,751	3,129	3,570	2,320	2,320	2,320
			実績値	2,342	2,246	2,280	2,313	2,435	
⑦就労継続支援 (B型)	36 102	利用者数(人)	見込量	815	863	914	842	861	880
			実績値	778	806	820	863	905	
		利用日数(日)	見込量	13,855	14,671	15,538	13,633	13,919	14,211
			実績値	12,599	13,078	12,888	13,377	13,877	
⑧就労定着支援	36 102	利用者数(人)	見込量	56	59	62	65	68	71
			実績値	23	47	50	61	65	
⑨療養介護	36 102	利用者数(人)	見込量	55	59	63	54	56	58
			実績値	51	47	47	47	45	
⑩短期入所(福祉型)	36 102	利用者数(人)	見込量	138	147	157	281	314	351
			実績値	171	224	183	224	256	
		利用日数(日)	見込量	899	957	1,018	1,264	1,349	1,439
			実績値	912	1,110	933	1,176	1,350	
⑩短期入所(医療型)	36 102	利用者数(人)	見込量	28	29	30	32	33	34
			実績値	28	31	19	28	36	
		利用日数(日)	見込量	209	223	237	237	244	252
			実績値	207	216	154	174	138	
居住系サービス(1か月あたり)									
①共同生活援助(グループホーム)	26 103	利用者数(人)	見込量 (精神)	407	449	495	521 (109)	558 (116)	595 (123)
			実績値 (精神)	410 (88)	447 (95)	518 (116)	576 (137)	629 (162)	
②施設入所支援	26 103	利用者数(人)	見込量	236	236	236	233	232	231
			実績値	236	235	238	238	234	
③自立生活援助	26 103	利用者数(人)	見込量 (精神)	6	6	6	4 (2)	5 (3)	5 (3)
			実績値 (精神)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	
相談支援(1年あたり)									
①基本相談支援	42 103		見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②計画相談支援	42 103	利用者数(人)	見込量	1,450	1,900	2,350	2,150	2,265	2,325
			実績値	1,725	1,959	2,031	2,066	2,167	
	42 103	事業所数(か所)	見込量	19	21	23	28	29	30
			実績値	25	26	26	26	27	
③地域移行支援・ 地域定着支援	42 103	利用者数(人)	見込量 (精神)	6	6	6	4 (4)	5 (5)	5 (5)
			実績値 (精神)	5 (5)	4 (4)	2 (2)	6 (6)	6 (6)	
	42 103	利用者数(人)	見込量 (精神)	3	3	3	4 (4)	5 (5)	5 (5)
			実績値 (精神)	1 (1)	2 (2)	6 (6)	4 (4)	1 (1)	

障害福祉サービス等の実績

地域生活支援事業

サービス名称	掲載ページ	指標(単位)	年度	第5期			第6期		
				2018	2019	2020	2021	2022	2023
必須事業(1年あたり)									
①理解促進研修・啓発事業	70 104		見込量 実績値	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施
②自発的活動支援事業	46 104		見込量 実績値	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施
③相談支援事業	障害者相談支援事業 42 104		見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施	実施	実施	
	基幹相談支援センター等機能強化事業 42 104		見込量 実績値	機能として実施 機能として実施	機能として実施 機能として実施	機能として実施 機能として実施	機能として実施 機能として実施	機能として実施 機能として実施	機能として実施 機能として実施
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	42 104		見込量	検討	検討	検討	機能として実施	機能として実施	機能として実施
			実績値	未実施	検討	検討	機能として実施	機能として実施	
④成年後見制度利用支援事業	63 104	(件)	見込量 実績値	23 23	24 25	25 17	25 17	26 14	27
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業 63 104	(団体)	見込量 実績値	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1
	法人後見及び法人後見監督 63 104	(件)	見込量 実績値	21 28	22 25	23 27	24 34	25 33	26
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業 54 104	(件)	見込量 実績値	1,710 1,354	1,870 1,307	2,040 994	1,350 1,113	1,350 997	1,350
			要約筆記者派遣事業 54 104	(件)	見込量 実績値	72 49	74 34	76 14	35 15
	手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数) 54 104		見込量 実績値	週1日 週1日	週1日 週1日	週1日 週1日	週1日 週1日	週1日 週1日	週1日
⑦手話奉仕員養成研修事業	54 104	(人)	見込量 実績値	16 14	16 13	16 13	16 6	16 8	16
⑧日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 27 104	(件)	見込量 実績値	80 50	80 59	80 68	60 50	60 54	60
			自立生活支援用具 27 104	(件)	見込量 実績値	120 89	120 74	120 79	100 80
	在宅療養等支援用具 27 104	(件)	見込量 実績値	90 60	90 65	90 70	70 78	70 69	70
			情報・意思疎通支援用具 27 104	(件)	見込量 実績値	170 163	170 214	170 219	170 197
	排泄管理支援用具 27 104	(件)	見込量 実績値	10,400 8,387	11,200 8,708	12,000 8,824	9,000 8,649	9,000 8,353	9,000
			住宅改修費 27 104	(件)	見込量 実績値	50 20	50 9	50 32	30 15
⑨移動支援事業	27 104	(人)	見込量 実績値	630 629	660 665	690 510	720 547	750 575	780
⑩地域活動支援センター機能強化事業	37 104		見込量 実績値	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施
任意事業(1年あたり)									
①福祉ホーム	27 105	(か所)	見込量 実績値	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1
②訪問入浴サービス	27 105	(人)	見込量 実績値	30 30	30 30	30 25	30 22	30 22	30
③日中一時支援	37 105		見込量 実績値	検討 未実施	検討 未実施	検討 未実施	検討 未実施	検討 未実施	検討
④緊急一時保護	46 105	(日(延べ))	見込量 実績値	800 237	800 287	800 139	390 132	390 96	390
⑤スポーツ・レクリエーション教室開催等	18 105	(事業)	見込量 実績値	3 3	3 3	3 0	3 1	3 3	3
⑥自動車運転免許取得・改造助成	37 105	(件)	見込量 実績値	25 15	25 8	25 9	16 7	16 9	16
⑦知的障害者職親委託	37 105	(人)	見込量 実績値	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1

障害児通所支援(1か月あたり)

サービス名称	指標(単位)	年度	子ども発達支援計画			子ども発達支援計画		
			2018	2019	2020	2021	2022	2023
児童発達支援	利用者数(人)	見込量 実績値	172 229	195 233	218 248	240 291	259 355	259
	利用日数(日)	見込量 実績値	1,892 2,362	2,145 2,351	2,398 2,246	2,400 2,441	2,592 2,977	2,592
医療型児童発達支援	利用者数(人)	見込量 実績値	1 1	1 1	1 0	1 0	1 0	1
	利用日数(日)	見込量 実績値	15 13	15 12	15 0	12 0	12 0	12
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	見込量 実績値	1 0	1 2	1 2	2 2	2 3	2
	利用日数(日)	見込量 実績値	12 0	12 6	12 7	6 5	6 9	6
放課後等デイサービス	利用者数(人)	見込量 実績値	678 684	770 739	862 690	733 752	755 829	778
	利用日数(日)	見込量 実績値	8,136 8,455	9,240 8,630	10,344 8,325	8,837 8,781	9,103 9,743	9,376
保育所等訪問支援	利用者数(人)	見込量 実績値	34 9	40 27	46 24	35 44	40 60	45
	利用日数(日)	見込量 実績値	78 10	92 46	105 39	60 68	70 91	80
障害児相談支援	利用者数(人)	見込量 実績値	136 280	268 357	492 357	420 340	440 341	470

サービスに関わる取組みの主な実施状況(2022年度実績)

【障害福祉サービス】

サービス分類	サービス名等	2022年度実施状況
訪問系サービス	共通	計画相談が有効に活用されています。モニタリングでサービスの利用状況・生活状況等を確認しながら、適切な時間数の見直しや、他のサービスの組み合わせなどを提案した見直しが行われています。
	同行援護	新型コロナウイルスの影響により利用が減少していましたが、2021年度以降は利用時間が増えてきています。
	行動援護	新型コロナウイルスの影響により利用が減少していましたが、2021年度以降は利用時間が増えてきています。
日中活動系サービス	共通	生活介護事業所1か所で定員増員10名がありました。また、新設の相談が5件、共生型相談が1件あり、次年度以降の建設や開所が見込まれています。その他、短期入所(4件)及び就労継続支援B型(5件)の開設相談がありましたが、開設には至りませんでした。
居住系サービス	共同生活援助	新たな事業所の開設相談に8件対応しました。過去からの継続相談の案件を含め、新たなグループホームが2か所(ユニット数)開設しました。 新規開設や増設、定員増を希望する事業者に対しては、 ・身体障害者手帳1,2級、愛の手帳1,2度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか ・車いす利用、肢体不自由により食事・トイレ・入浴・移乗等に介助が必要、医療的ケア ・強度行動障がい、またはこれに準ずる障がいがあり生活全般で特に配慮が必要 といった、重度の障がいがある人の受入れができることを条件とし、開設相談の対応を行いました。
相談支援	共通	障がい者支援センター含む相談支援事業所連絡会を年3回開催し、グループワーク等で情報共有、連携を図りました。また、地域ごとに計画相談事業所等の連絡会を開催し、課題の共有を行いました。
	計画相談支援	特定相談支援事業所を増やしていくために、障がい分野の事業所や高齢者や医療関係等他の分野の事業所へ周知活動をしました。
	地域移行支援・地域定着支援	市内の各病院を訪問し、地域移行にむけた課題や各病院の取り組みを共有しました。

【地域生活支援事業】

サービス名称	事業名等	2022年度 実施状況
理解促進研修・啓発事業		<ul style="list-style-type: none"> ・8月20日に障がい理解促進啓発事業として市民フォーラムホールにて「NHKドラマ『しずかちゃんとパパ』から見える世界～聞こえない人もこの街で～」をNHKと共催で開催しました。 ・広報まちだ12月1日号の1・2面に障がい者スポーツ大会（11月3日開催）の紹介や合理的配慮の提供事例等の記事を掲載しました。 ・障害者週間（12月5日から9日まで）にあわせて市庁舎1階イベントスタジオで市内の障がい福祉施設で制作された絵画や陶芸品などを展示する「みんな笑顔の展覧会」を開催しました。 ・12月9日から1月11日まで、中央図書館5階で障がいに関する図書の特集コーナーを設置しました。 ・12月12日から12月23日まで、町田市全職員（会計年度任用職員・学校含む）を対象として、障がい理解に関するe-ラーニングを実施しました。
自発的活動支援事業		<p>家族会による電話・面接相談、必要時の訪問・同行支援、研修に対して補助を実施しました。</p>
相談支援事業	障害者相談支援事業	<p>障がい者支援センターの特定業務や連携強化のために合同研修を9回開催しました。特定相談支援事業所と障がい者支援センターの合同研修では、グループワークによる意見交換を通じ連携を図りました。</p>
	基幹相談支援センター等機能強化事業	<p>基幹相談支援センターとして障がい者虐待、差別解消に関する相談へ対応をしました。</p>
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	<p>手話通訳者派遣依頼があったもののうち、事業者等に意思疎通に関する合理的配慮義務があるものについて、事業者側での手話通訳者の設置を要請するとともに、内容によって筆談やUDトークについても情報保障の手段となる旨を案内しました。</p>
手話奉仕員養成研修事業		<p>手話奉仕員養成講座に職員を派遣し、町田市の福祉制度・手話通訳者及び要約筆記者派遣制度について講義を行いました。</p>
移動支援事業		<p>コロナの影響で利用が減少していましたが、2021年度以降は利用が増えてきています。</p>
地域活動支援センター機能強化事業		<p>障がい者支援センターの職員にも参加いただき、情報共有を行っています。また、プログラムについて利用者と共に考え、充実を図っています。</p>
訪問入浴サービス		<p>2021年度までは町田市社会福祉協議会の自主事業でしたが、2022年度からは市の事業として継続しています。</p>
スポーツ・レクリエーション教室開催等		<p>障がい児スポーツ教室を実施しました（サン町田旭体育館29回、町田市子ども発達センタープール22回）。7月27日と7月29日に障がい児者水泳教室を実施しました。11月3日に障がい者スポーツ大会を実施しました。</p>